

## 上野庁舎活用に係る基本的な方針の見直しについて

令和5年12月1日

宮古島市

### 1 経緯

本市では、令和4年3月30日に「上野庁舎活用に向けた基本的な方針（以下「基本方針」という。）」を公表し、令和4年6月6日に「上野庁舎活用に係るスケジュールの変更について」を公表しました。

基本方針においては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく公共施設等運営事業の方式で運営することとし、機能としては、サウンディング型市場調査の結果示された4つの柱（①農産物の集積、加工・保管、出荷等の流通拠点、②直売・飲食等の商業拠点、③複数事業者の連携によるブランディング・情報発信拠点、④生産・加工技術、販路づくりに関する人材育成拠点）を基本機能として位置づけることを示しました。

スケジュールの変更については、基本方針において、公共施設等運営事業の実施に必要な実施方針条例の議案を令和4年6月議会に上程する予定としていたところ、より詳細な検討に時間を要したため延期する旨を公表しました。

以降、具体的な活用に向けて検討を重ねた結果、基本方針の見直しを行うこととなりました。

### 2 見直しの理由

基本方針を公表した当初は、公共施設等運営事業の方式により、庁舎の建物と敷地の運営権を一括して民間事業者を設定することを想定していました。

その後、具体的な活用方策を検討するため、公共施設利活用の先進地から専門家を招き、専門的な見地から御助言を頂くとともに、地産地消の先進地域の調査などを実施しながら検討を重ねて参りました。

これらの結果を踏まえ、本市が目指す「地産地消による地域内経済循環システムづくり」に向けては、行政が主体的かつ積極的に関与し、仕組みづくりを進めていくことが重要であるとともに、地産地消の推進には、生産と消費をつなぐコーディネート機能が必要となることから、本機能の構築へ向けコーディネート事業を実施する中において、地産地消の推進に向けた課題が徐々に明らかになってきました。

これらの課題を解決していくためには、実証的な取り組みと効果の検証を重ねていく必要があるため、その機能検証の拠点として上野庁舎の活用を行うことと致しました。

加えて、地産食材を活用した加工・製造や飲食を含む販売サービスを行う事業者の育成の必要性も鑑み、育成拠点として複数のスペースを設け、民間活用を促して参ります。

### 3 見直しの内容

目的である地産地消による地域内経済循環づくりの拠点施設としての活用と当初の基本方針に示した4つの柱については、引き続き基本機能として位置付け、PFI法に基づく公共施設等運営事業での実施については見直しを行うこととし、市の事業の中で庁舎の活用を進めて参ります。

具体的には、本市が実施する地産地消コーディネート機能構築事業（コーディネート事業）の検証に庁舎の一部を活用し、その他のスペースの活用については、地産食材を活用した加工・製造や飲食を含む販売サービスを提供する事業者を育成するため、6次産業化振興拠点として整備するとともに、商品開発や販路開拓等に関する伴走支援を行える体制づくりや仕組みづくりを構築し、持続的な事業展開が図れるよう整備する方針です。

以上